

防衛省組織令等の一部を改正する政令案要綱

第一 防衛省組織令の一部改正（第一条関係）

- 一 大臣官房の所掌事務の一部を地方協力局の所掌事務とし、同局に置かれる課の所掌事務等を改めること。（第五条、第九条、第十三条、第四十条から第四十七条まで、第四十九条及び第五十条関係）
- 二 大臣官房に置かれる審議官及び参事官の定数を改めること。（第十条の三及び第十条の四関係）
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 自衛隊法施行令の一部改正（第二条関係）

- 一 航空自衛隊の航空警戒管制団を改編することに伴い、関係規定を整備すること。（第三十条の十三関係）

- 二 地方協力局沖縄調整官及び同局調達官の廃止に伴い、当該官職を管理隊員から削除すること。（第五十一条の六関係）

第三 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正（第三条関係）

- 一 我が国における新型コロナウイルス感染症の発生に際して、自衛隊法第八十三条の規定により派遣さ

れた職員等について夜間看護等手当の支給範囲の特例を定めること。（附則第七項関係）

二 沖縄調整官及び調達官の廃止に伴い、俸給の特別調整額の対象官職を改めること。（別表第三関係）

第四 防衛施設中央審議会令の一部改正（第四条関係）

防衛施設中央審議会の庶務を行う部署を改めること。（第三条関係）

第五 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令の一部改正（第五条関係）

駐留軍等再編関連振興会議の庶務を行う部署を改めること。（第九条関係）

第六 施行期日等（附則関係）

一 この政令は、令和三年七月一日から施行するほか、必要な施行期日等を定めること。

二 関係政令について所要の改正を行うこと。